

# Nプラス協議会会則

平成 30 年 9 月 21 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、Nプラス協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、愛媛県松山市樽味 3 丁目 5—7 愛媛大学大学院農学研究科 生命機能学専攻健康機能栄養科学特別コース内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、産・学・官の連携により、国立大学法人愛媛大学菅原卓也教授の研究成果を活用した特許「抗アレルギー用経口組成物」（以下「N プラス」と総称）の調査研究、情報交換及び普及・広報等を推し進め、N プラスのブランド化とその浸透を図り、もってNプラスを活用した商品の効果・効能により消費者の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

(1) 特許

発明の名称 抗アレルギー用経口組成物

特許番号 特許第 6000206 号及び特許第 6113325 号

(2) 商標登録

商標 Nプラス

商標番号 登録第 5849663 号

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項に関する事業を行う。

(1) N プラスに関する調査研究の推進

(2) N プラスに関する普及・広報及び情報交換

(3) N プラスに関する特許、商標、技術、データ、ノウハウなどの相互利用

(4) N プラスを使用した商品のブランディングの推進

(5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第 5 条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同し入会した者とする。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 監 事 1 名

(役員を選出)

第 7 条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会員に対して報告する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(総会)

第11条 協議会の総会は、年1回上半期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は次の事項を議決する。

(1) 役員を選任

(2) 会則の改正

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) その他協議会の目的達成するため必要な事項

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

4 総会の決議は、出席した会員の過半数の賛同により決する。

5 会長は、必要があると認められるときは、会員以外の者を総会に出席させ、アドバイス、意見を求めることができる。

(分科会)

第12条 協議会の目的に係る専門的事項を処理するため、分科会を設置することができる。

2 分科会に参加する者は、会長が必要に応じ会員から選任する。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、国の機関、地方公共団体及び会長が特に必要と認めた学識経験者等はこの限りではない。

2 会費は、年間1万円とし、毎年7月31日までに納入しなければならない。ただし、第16条で規定する新規入会者は、会長の入会承認後、速やかに会費を納入するものとする。

3 前項の規定に関わらず、学会参加費など必要性が生じた場合は、事前に会員の同意のもと、別途経費の納入を求める場合がある。

4 一度支払った会費は、理由の如何によらず返却しない。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、伊方サービス株式会社内に事務局を置く。

2 事務局長を1名置くこととし、会長がこれを任命する。

3 事務局長は協議会の事務運営（以下「事務運営」という。）を総括する。

4 四国乳業株式会社は事務局長の指名を受け、事務運営を補佐するものとする。

(入会)

第 16 条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙 1）を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(退会)

第 17 条 協議会を退会しようとする者は、退会届（別紙 2）を事務局に提出するものとする。

2 会員が会費を 1 年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(幹事会)

第 18 条 協議会に提案する事項等について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

〇〇〇会長 様

## N プラス協議会 入会申込書

団体（会社）名	
代表者役職	
代表者氏名	⑩
郵便番号・住所	
連絡先担当者役職	
連絡先担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
入会希望日	

〇〇〇会長 様

N プラス協議会 退会届

団体（会社）名	
代表者役職	
代表者氏名	印
退会希望日	